

被害者救済に努力を

“水俣病”で三項目陳情

水俣市各区駐
在事務所長会

水俣市各区駐在事務所長会の白
坂会長ら代表八人は、十四日午前
十一時橋本市長と徳江チツソ水俣
支社長、佐々木木工場長をたずね
水俣病問題などについて陳情書を
提出した。陳情書内容次の通り。

①水俣病の政府認定に従い企業
としての責任を果たし、二度と悲
劇を繰り返さないような対策を立
ててほしい②国と県の施策とは別
に、責任を自覚して被害者に対し
て援助を行ない、救済に努めてほ
しい③チツソの再建五カ年計画変
更の話もあるが、水俣市はチツソ
とともに生活しているので、市民

の生活を守るため、チツソ水俣工
場の事業縮小または撤退を避け、
水俣市発展を期するよう全力を尽
くしてほしいの三項目。

また同会はあわせて現在水俣病

患者家庭互助会のなかで訴訟問題
をめぐる分裂の動きがあるので、
分裂を避けるよう会社も互助会の
人たちと意見を調整するよう努力
してほしいと要望した。